

什器移設運搬業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 什器移設運搬業務委託

2 業務目的 本業務は、市川市役所仮本庁舎（以下「仮本庁舎」という。）の機能の一部を市川市役所新第1庁舎への移転することに伴い、仮本庁舎内の什器を委託者が指定する場所に移設運搬することを目的とする。

3 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所仮本庁舎

4 委託期間 令和2年8月18日から令和2年9月29日まで

5 業務内容

受託者は、市川市役所仮本庁舎4階及び5階に配置されている什器のうち、委託者が指定（ラベルシールを貼付済）する什器を、旧斎場塩浜式場へ移設運搬するものとする。

（1）移設元の場所及び作業条件

移設元である仮本庁舎の場所・対象フロア及び使用可能なエレベーターの仕様は以下の通りである。

- ① 所在地：市川市南八幡2丁目20番2号（別紙1 市川市役所仮本庁舎案内図 参照）
- ② 対象階数及び移設させる什器：4階及び5階に配置されている什器のうち、委託者がラベルシールを貼付して指定する什器（別紙3-1～3 市川市役所仮本庁舎1階・4階・5階平面図参照）
- ③ エレベーター台数：2基（別紙3-1～3 市川市役所仮本庁舎1階・4階・5階平面図中のEV1及びEV2が使用可。）
- ④エレベーター寸法等：かご内 タテ×ヨコ×高さ 143cm×142cm×224cm
出入口 ヨコ×高さ 90cm×210cm
用途 乗用 / 定員 15名 / 積載 1,000kg

（2）移設先の場所及び作業条件

移設先である旧斎場塩浜式場の場所及び対象フロアは、以下の通りである。

- ① 所在地：市川市塩浜 2 丁目 1 番 7 号（別紙 4 旧斎場塩浜式場案内図 参照）
- ② 対象階数：1 階（別紙 5 旧斎場塩浜式場平面図 参照）
- ③ 移設先での什器の配置は、別途、委託者が指定するものとする。
- ④ 電気、水道及び便所の使用は不可とする。業務を実施する上で照明が必要な場合は、設備の一式を受託者負担の上用意するものとする。

（3）移設作業日及び作業時間

移設の作業日及び各日の作業時間は、以下の通りとする。

- ① 移設作業日は、9 月 5 日、6 日、12 日、13 日の 4 日間とし、天災等委託者が認めるやむを得ない事情が生じた場合の予備日を 9 月 19 日とする。
- ② 各日の作業時間は、原則として午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分とする。
- ③ 休憩時間は、原則として正午から午後 1 時までとする。

（4）移設作業内容

作業内容は以下のとおりとする。

- ① 仮本庁舎 4 階及び 5 階に配置している什器のうち、委託者が指定する什器（ラベルシール貼付済）を旧斎場塩浜式場へ移設させるものとする。
- ② 移設作業は、仮本庁舎 5 階に配置している什器から行い、5 階が終了した後に 4 階に配置している什器の移設作業を開始するものとする。なお、5 階の移転作業は必ず 6 日までに終了させるものとする。
- ③ 交通事情等により、あらかじめ委託者に提出した各日の作業工程が業務時間内に終了しない場合でも、原則として当日中に作業を終わらせるものとする。

（5）養生付設作業日、作業時間及び作業内容

養生付設作業日及び各日の作業時間は、以下の通りとする。また、移設作業が終了し、必要が無くなった場所の養生及び当日の作業終了時に施設管理上取り外さざるを得ないと委託者が判断した場所の養生は、都度速やかに取り外すものとする。

なお、やむを得ず 9 月 19 日に移設作業を行う場合は、委託者受託者が協議の上、決定するものとする。

① 9 月 4 日 16 時から 20 時までの作業

仮本庁舎 4 階、5 階及びエレベーター（2 基）

- ・作業は 4 階及び 5 階から行うものとする。
- ・エレベーターは原則として、作業中でも必ず 1 基は一般の利用者が使用できるようにし、2 基同時に養生付設作業を行わないようにするものとする。
- ・エレベーターに付設する養生は、9 月 13 日まで使用が耐えられるように付設す

るものとする。なお、9月7日から9月11日までは一般の利用者が使用するため、9月6日の作業終了後は養生に危険が生じていないか必ず確認し、必要な措置を講ずるものとする。

② 9月5日に作業を行う場所

仮本庁舎1階及び旧斎場塩浜式場

- ・旧斎場塩浜式場の養生は、正面玄関付近のみで良いものとする。
- ・6日の作業終了時は、仮本庁舎1階の養生を取り外すものとする。

③ 9月12日に作業を行う場所

仮本庁舎1階及び旧斎場塩浜式場

- ・旧斎場塩浜式場の養生は、正面玄関付近のみで良いものとする。

(4) 作業工程

移設の作業工程は、事前に委託者と受託者が協議するものとし、委託者が指定する日までに工程表を提出するものとする。作業工程に変更が生じる場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(5) 移設数量

移設数量は、「什器リスト・数量表（別紙6）」によるものとする。ただし、多少の数量の差異が生じた場合は、現況を優先するものとする。

6 作業実施上の留意事項

- (1) 受託者は、移設する什器に貼付するラベルシール（予備を含めて800枚）を、8月19日正午までに委託者へ納入するものとする。
- (2) 仮本庁舎1階の駐車場は一部ピロティであるため、市川市役所仮本庁舎1階平面図（別紙3-1）の高さ制限（高さ制限2.1mの通路は通行不可とする。）を考慮の上、車種を選定するものとする。また、本業務日においても同駐車場は時間貸駐車場として一般車が駐車しているため、駐車場内の通行及び作業は細心の注意を図るものとする。
- (3) 移設元でエレベーターを使用する場合、定員および積載荷重に十分注意すること。
- (4) 9月6日の業務終了後は、仮本庁舎1階に付設した養生を取り外し、次回業務日の業務開始前に改めて養生を付設するものとする。
- (5) 受託者は、移設に伴う什器の取扱いに十分留意し、紛失、破損等委託者への不利益を生じさせてはならない。
- (6) 受託者は、移設に伴う施設内の破損防止に最大限に努め、各出入口・エレベーター・移動通路等破損の危険性の高い箇所及び必要のある場所については、必ず養生を行うものとする。

- (7) 作業現場内は、ゴミを出さないように清掃・整理整頓を行うものとする。
- (8) 騒音・振動のする作業がある場合は、事前に委託者と協議を行うものとする。
- (9) 受託者は第三者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、あらかじめ委託者の承諾を得てその区域を適切に保護するとともに、立ち入り禁止標示の処置を講じなければならない。
- (10) 搬出入路について、搬出入時間帯が通勤・通学時間帯等に影響する場合は、できるだけ重ならないよう計画を行うとともに、荷物搬出入時等の車両の運転に注意するものとする。

7 添付資料

- 別紙1 市川市役所仮本庁舎案内図
- 別紙2 市川市役所仮本庁舎配置図
- 別紙3-1 市川市役所仮本庁舎1階平面図
- 別紙3-2 市川市役所仮本庁舎4階平面図
- 別紙3-3 市川市役所仮本庁舎5階平面図
- 別紙4 旧斎場塩浜式場案内図
- 別紙5 旧斎場塩浜式場平面図
- 別紙6 什器リスト・数量表
- 別紙7 完了届

8 提出書類及び報告書（成果品）

業務完了後10日以内（委託期間内）に、下記事項を記載及び添付した作業完了報告書を1部提出するものとする。

- (1) 作業状況を示した写真（養生含む）
- (2) 作業期間中に当該業務に従事した人数・時間・業務内容を明記した業務日誌
- (3) 什器の受け渡しの確認を行った受領書の写し等
- (4) 完了届（別紙7）

9 その他

- (1) 受託者は業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講じなければならない。また、天災事変等やむを得ない場合を除き、事故等により業務を中断するに至った場合には、直ちに

委託者に連絡し代替措置を講じること。なお、受託者の判断によりがたい場合は、委託者との協議により対策を講じるものとする。

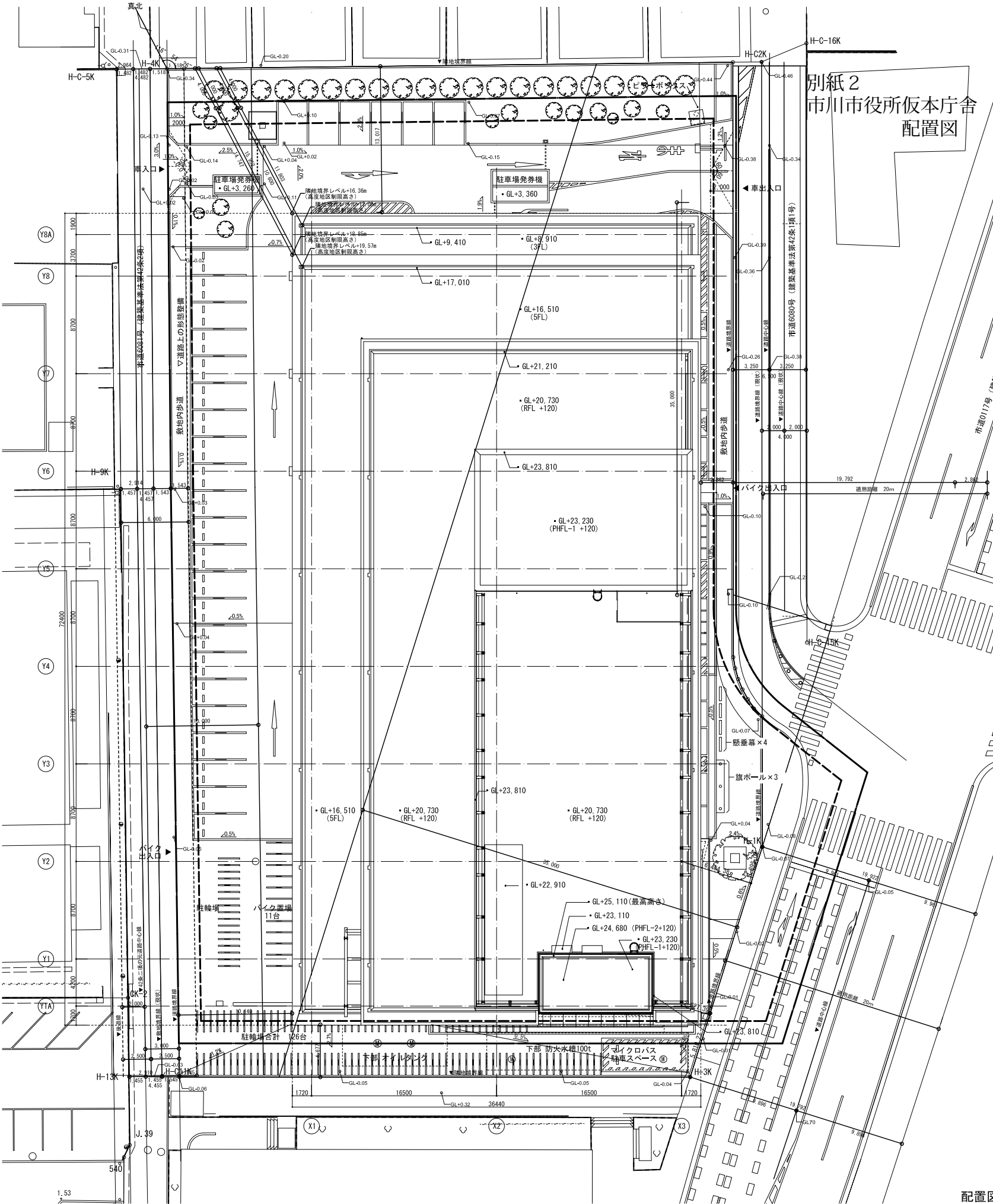
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生法、同施行令その他関係法令を遵守し、事故の未然防止に努めなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その対応について委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

市川市役所仮本庁舎案内図

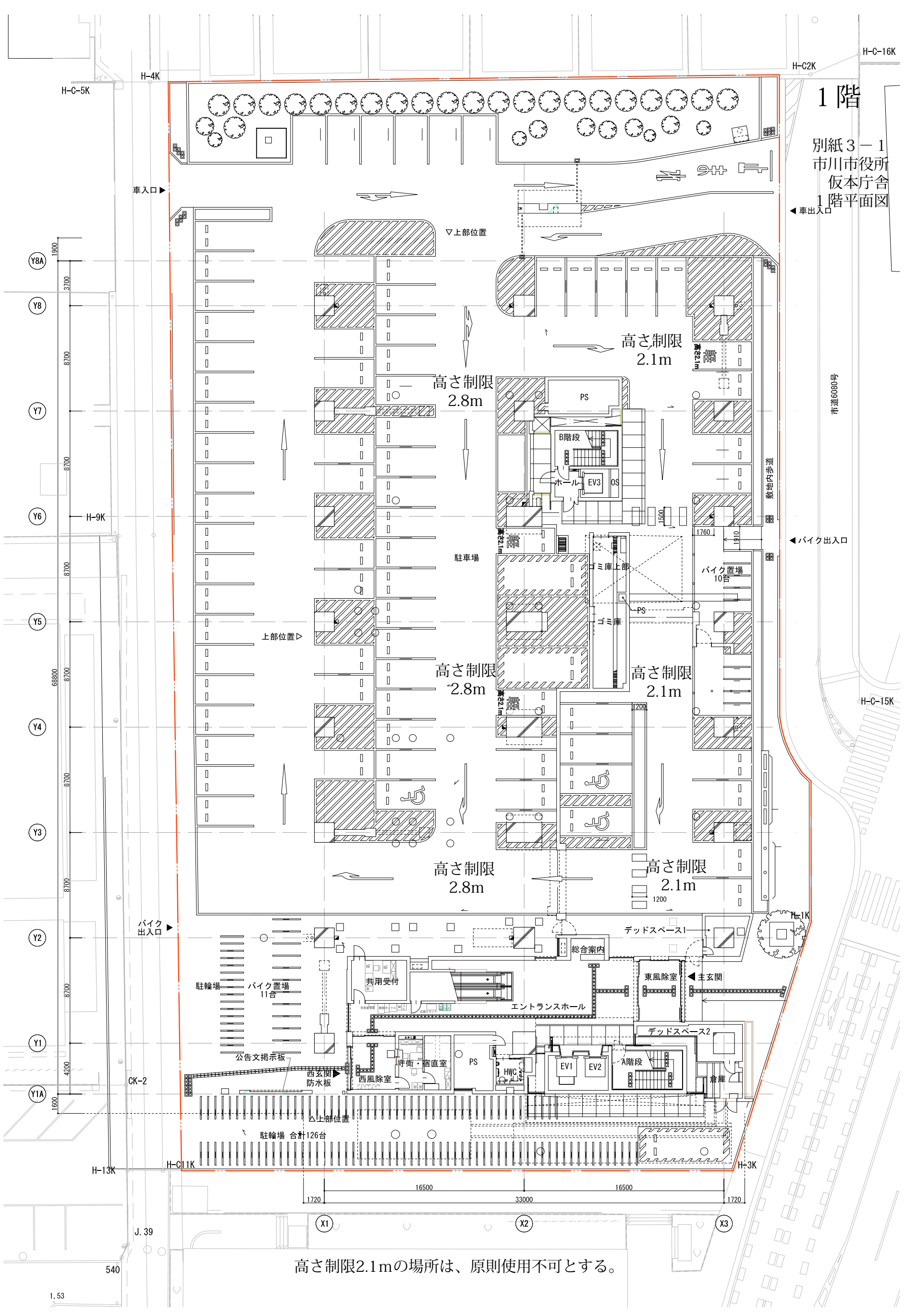


所在地 市川市南八幡 2 丁目 2 0 番 2 号

別紙2 市川市役所仮本庁舎 配置図



配置図

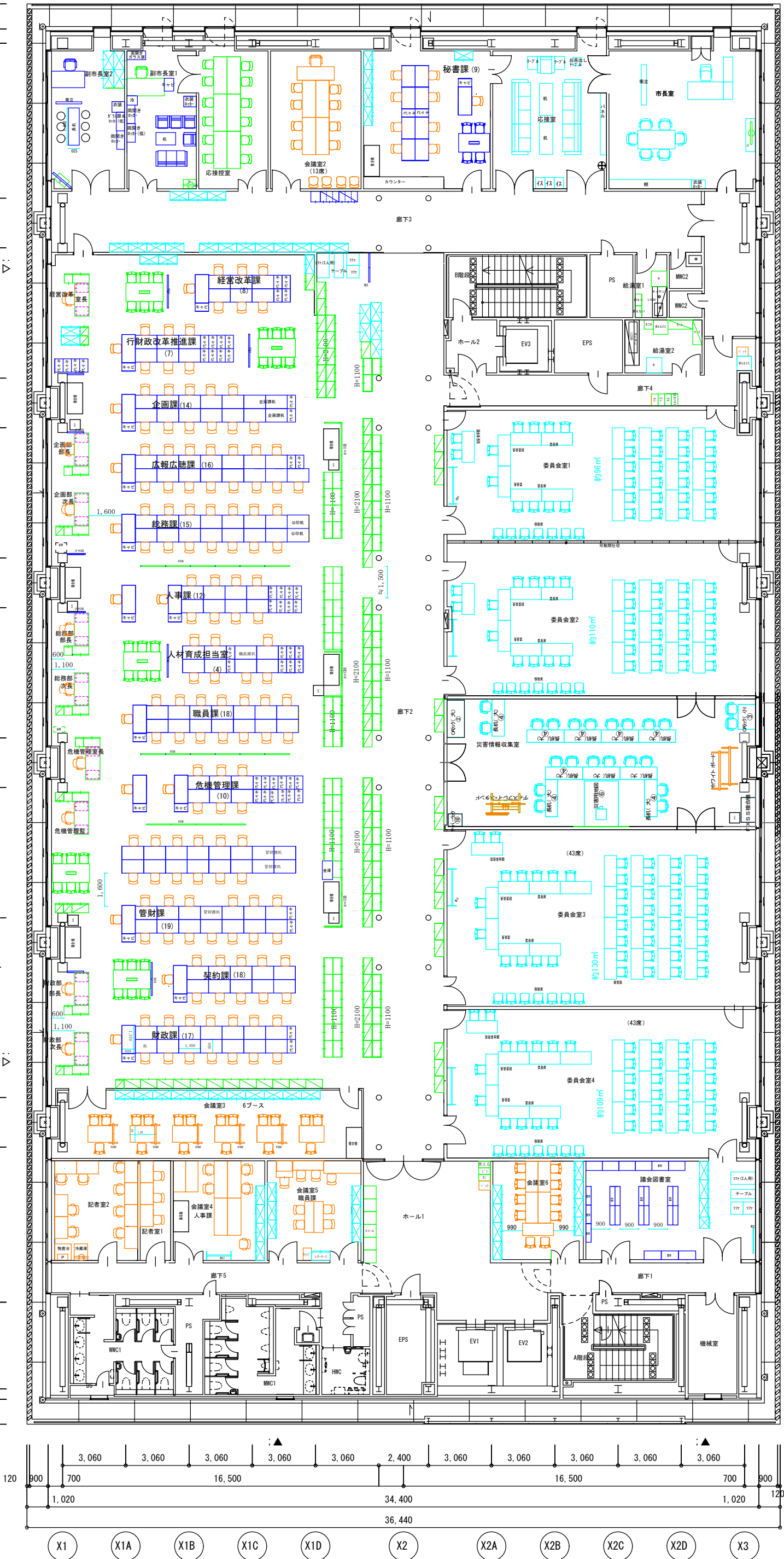


1 階

別紙3ー1
市川市役所
仮本庁舎
1階平面図

高さ制限2.1mの場所は、原則使用不可とする。

別紙 3 - 2
市川市役所仮本庁舎
4 階平面図



800 × 450 × 2100	
新規購入 456 f c m	
800 × 450 × 1100	
新規購入 228 f m	
880 × 400 × 1850	
既存転用 430 f c m	
880 × 400 × 1100	
既存転用 258 f c m	
①新規購入 第2本継続使用	
②新規購入 第1転用使用	
③旧庁舎転用 第2継続使用	
④旧庁舎転用 第1転用使用	
⑤旧庁舎転用 廃棄処分	

5 階

別紙 3-3
市川市役所仮本庁舎
5階平面図



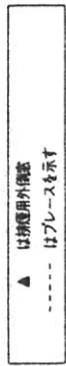
850 × 450 × 2100  新標輸入 220 f (m)	
850 × 450 × 1100  新標輸入 220 f (m)	
850 × 400 × 1850  新標輸入 420 f (m)	
850 × 400 × 1100  新標輸入 220 f (m)	
①新標輸入 第2条新標使用  ②新標輸入 第1貼付使用  ③旧庁舎新貼 第2条新標使用  ④旧庁舎新貼 第1貼付使用  ⑤旧庁舎新貼 商業施設  ⑥第2内附設置 	

旧斎場塩浜式場案内図



所在地 市川市塩浜2丁目1番7号

1階平面図 S:1/100



什器リスト・数量表

物品名	寸法(単位mm) (幅×奥行×高さ)	移転前配置場所 (配置が同階で移動している場合有)	数量
両袖事務机	1400×650*750	4階 執務室	15
		5階 議長室、副議長室、議員控室	4
片袖事務机	1,080×650×750	4階 執務室	159
		5階 議長室、副議長室、議員控室	56
片袖机	1,100×700×800	5階 議員控室、議会事務局	4
打合せ机	1,300×1,000×800	4階 執務室	1
打合せ机	1,900×1,000×800	4階 執務室	1
事務用椅子		4階 執務室	194
		4階 災害情報収集室	22
打合せ椅子		4階 執務室	10
肘なし椅子		5階 議場、議会会議室、理事者控室	63
引違保管庫	900×500×115	4階 執務室	9
		4階 副市長室	2
		5階 議会事務局、理事者控室	3
引違保管庫	900×500×1750	5階 議会事務局	2
両開保管庫	100×60×1300	4階 執務室	1
	100×60×2000	4階 執務室	32
	100×60×2000	4階 災害情報収集室	1
	80×60×1000	4階 執務室	1
	100×60×2000	5階 議会事務局	7
衣類ロッカー	900×530×1,820	4階 執務室	3
		5階 議長室、副議長室、議員控室	42
		5階 議会事務局	1
衣類ロッカー	480×530×1,820	4階 副市長室	2
		4階 議会図書室	1
		4階 執務室	4
ファイリングキャビネット	400×650×750	4階 副市長室	3
		4階 執務室	65
		5階 議長室、副議長室、議員控室	2
		5階 議会事務局	12

完了屈

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

- ## 2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 年 月 日

4. 委託金額 円
 (単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間
- | | | | |
|---|---|---|----|
| 年 | 月 | 日 | から |
| 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 年 月 日